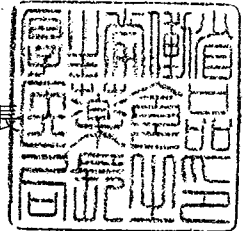


薬食発第 0327003 号
平成 21 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医薬食品局長



薬事法関係手数料令の一部を改正する政令の施行について

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 61 号)【別添 1】参照)が本年 3 月 27 日に公布され、4 月 1 日より施行されることとなった。

本改正の趣旨、各手数料区分等の取扱い及び留意事項について、下記のとおり定めたので、貴職におかれては、下記の事項に御留意の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図られたい。

なお、この通知において、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)を「法」と、薬事法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)を「令」と、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令による改正前の薬事法関係手数料令(平成 17 年政令第 91 号)を「旧手数料令」と、改正後の薬事法関係手数料令を「新手数料令」とそれぞれ略称する。

また、旧手数料令と新手数料令における手数料の額については【別添 2】を参照されたい。

記

第一 改正の趣旨

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)における医療機器の承認審査に関する体制の充実強化のため、医療機器の製造販売の承認の申請等に係る手数料区分を見直し、医療機器のリスクによる分類等に基づいた区分に細分化するものである。

また、医薬品、医療機器等の製造業の許可、製造販売の承認の申請等に係る国及び機構に納める手数料の額について、人件費、物件費等の実費を勘案して改定するものである。

第二 改正の概要

新手数料令において細分化された各手数料区分については、次の点に留意すること。

1 第7条関係（国に納めなければならない手数料）

(1) 用語の定義

この通知において用いる用語は、以下のとおりとする。

① クラス分類

ア クラスⅣ

高度管理医療機器のうち、令第80条第2項第7号ハに掲げるもの

イ クラスⅢ

高度管理医療機器（令第80条第2項第7号ハに掲げるものを除く。）

ウ クラスⅡ

管理医療機器

エ クラスⅠ

一般医療機器

② 新医療機器等、改良医療機器、後発医療機器の分類

ア 新医療機器等

既に製造販売の承認を与えられている医療機器（法第14条の4第1項第1号及び第2号に規定する再審査期間を経過していないものを除く。以下この通知において「既承認医療機器」という。）と構造、使用方法、効能、効果又は性能が明らかに異なる医療機器

イ 改良医療機器

「新医療機器等」又は「後発医療機器」のいずれにも該当しない医療機器

ウ 後発医療機器

既承認医療機器と構造、使用方法、効能、効果及び性能が同一性を有すると認められる医療機器

(2) 第7条第1項第1号ニ関係

法第14条第1項又は第19条の2第1項に基づく医療機器の製造販売の承認の申請に係る手数料の区分については以下のとおりである。

① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要であり、

ア ニの(1)は、「クラスⅣ」の「新医療機器等」であるもの

イ ニの(2)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」であるもの

ウ ニの(3)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「新医療機器等」であるもの

エ ニの(4)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」であるもの

- ② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、法第14条第2項第3号(法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準(以下「承認基準」という。)が定められている医療機器であり、
- ア ニの(5)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの
- イ ニの(6)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの
- ③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第7条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められていない医療機器であり、
- ア ニの(7)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」であるもの
- イ ニの(8)は、「クラスⅣ」の「後発医療機器」であるもの
- ウ ニの(9)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

(3) 第7条第1項第2号ニ関係

法第14条第9項(法第19条の2第5項において準用する場合を含む。)の承認事項の一部変更承認の申請に係る手数料の区分については以下のとおりである。

- ① ニの(1)の対象となる医療機器は、前号ニの(1)から(4)までに掲げるもの
- ② ニの(2)の対象となる医療機器は、前号ニの(5)又は(6)に掲げるもの
- ③ ニの(3)の対象となる医療機器は、前号ニの(7)から(9)までに掲げるもの

(4) その他

承認基準の定められている体外診断用医薬品を組み合わせるとして一体となった体外診断用医薬品(以下「シリーズ申請品目」という。)については、平成17年3月30日薬食発第03300018号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法関係手数料令の全部を改正する政令等の施行について」において、その取扱いを示してきたところであるが、その承認取得後に構成製品を追加するための申請及び新規にシリーズ申請品目の申請を行う場合の手数は、第7条第1項第1号イ(13)に掲げる額とする。

なお、機構に納めなければならない手数料(第17条第1項第1号及び第2号関係)については、従前のおりとする。

2 第17条関係(機構に納めなければならない手数料)

(1) 第17条第1項第1号ニ関係

法第14条の2第1項(法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。)の審査のうち、法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認についての審査に係る手数料の区分については以下のとおりである。

- ① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器と同様であり、
- ア ニの(1)は、「クラスⅣ」の「新医療機器等」であるもの
 - イ ニの(2)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」であって、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要なもの
 - ウ ニの(3)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「新医療機器等」であるもの
 - エ ニの(4)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」であって、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要なもの
- ② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められている医療機器であり、
- ア ニの(5)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの
 - イ ニの(6)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの
- ③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器と同様、申請時に臨床試験の試験成績に関する資料の添付が必要ではなく、承認基準が定められていない医療機器であり、
- ア ニの(7)は、「クラスⅣ」の「改良医療機器」であるもの
 - イ ニの(8)は、「クラスⅣ」の「後発医療機器」であるもの
 - ウ ニの(9)は、「クラスⅢ」又は「クラスⅡ」の「改良医療機器」又は「後発医療機器」であるもの

(2) 第17条第1項第2号ニ関係

法第14条の2第1項（法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の審査のうち、法第14条第9項（法第19条の2第5項において準用する場合を含む。）の承認事項の一部変更承認についての審査に係る手数料の区分については以下のとおりである。

- ① ニの(1)から(4)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第2号ニ(1)に掲げる医療機器と同様であり、
- ア ニの(1)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(1)に掲げる医療機器
 - イ ニの(2)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(2)に掲げる医療機器
 - ウ ニの(3)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(3)に掲げる医療機器
 - エ ニの(4)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(4)に掲げる医療機器
- ② ニの(5)又は(6)の対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1項第2号ニ(2)に掲げる医療機器と同様であり、
- ア ニの(5)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(5)に掲げる医療機器
 - イ ニの(6)は、新手手数料令第7条第1項第1号ニ(6)に掲げる医療機器
- ③ ニの(7)から(9)までの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第1

項第2号ニ(3)に掲げる医療機器と同様であり、

ア ニの(7)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(7)に掲げる医療機器

イ ニの(8)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(8)に掲げる医療機器

ウ ニの(9)は、新手数料令第7条第1項第1号ニ(9)に掲げる医療機器

(3) 第17条第2項第1号関係

法第14条の2第1項（法第19条の2第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の調査のうち、書面による調査（法第14条第6項の規定による調査を除く。）であって、第14条第1項又は第19条の2第1項の承認についての調査に係る手数料の区分として、ヌからヲまでの対象となる医療機器は、旧手数料令第17条第2項第1号ヌからヲまでに掲げる医療機器と同様で、

ア ヌは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(1)から(4)までに掲げる医療機器

イ ルは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(5)又は(6)に掲げる医療機器

ウ ヲは、新手数料令第7条第1項第1号ニ(7)から(9)までに掲げる医療機器

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。